

第 22 号の 3 様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、神戸市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する公共法人（法人税法第 2 条第 5 号の公共法人）及び公益法人等（法人税法第 2 条第 6 号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション再生組合及びマンション等売却組合、マンション除却組合及び敷地分割組合、地方自治法第 260 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第 7 条の 2 第 1 項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人を含みます。）で法人税を課されないもの（地方税法第 296 条の規定により非課税となるものを除きます。）が市民税の均等割を申告する場合に使用します。
- (2) この申告書は、4 月 30 日までに神戸市市税事務所に 1 通を提出してください。
- (3) 減免対象の法人はこの申告書と減免申請書をあわせて提出してください。

2 各欄の記載のしかた

「※処理事項」は記載する必要はありません。

欄	記載のしかた	留意事項
「法人番号」	法人番号（13 桁）を記載します。	
金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載してください。	
「神戸市内にある主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所」	神戸市内で 2 か所以上事務所を有する場合、2 か所目以降の事務所について記載してください。	
「同左の月数①」	この月数は、暦により計算し、1 月に満たないときは 1 月とし、1 月に満たない端数を生じたときは切り捨ててください。	
「この申告によって納付すべき市民税の均等割額②」	(1) この金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。 (2) 「②の計算」の欄の合計額を記載します。	
「②の計算」	(1) 事務所等又は寮等の所在する区ごとに記載します。 (2) 「※区コード」の欄は記載する必要はありません。	